（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.30

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第１１条
処 分 の 概 要	適正化規程の認可の取消、変更命令
法 令 の 定 め	第十一条　厚生労働大臣は、適正化規程の内容が第九条第三項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更すべきことを命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。 ２　厚生労働大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九条第一項の認可を取り消さなければならない。 第九条 ３　厚生労働大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。 一　第八条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲を超えているものであること。 二　不当に特定の組合員を差別的に取り扱うものであること。 三　利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。
処 分 基 準	処分の前例がなく未設定
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 （電話番号：011-204-5060）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5060）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.31

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第１４条の１０第３項
処 分 の 概 要	組合協約の認可の取消、変更命令
法 令 の 定 め	第十四条の十 ３　第九条第五項の規定は第一項の認可の申請があつた場合について、第十条の規定は同項の認可があつた組合協約及びこれに基づいて行う行為について、第十一条及び第十二条の規定は同項の認可があつた組合協約について、第十三条の規定は同項の認可又はこの項において準用する第十一条の規定による命令若しくは認可の取消しについて準用する。この場合において、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第九条第三項各号」とあるのは、「第十四条の十第二項各号」と読み替えるものとする。
処 分 基 準	処分の前例がなく未設定
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 （電話番号：011-204-5060）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5060）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.32

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第５２条の３
処 分 の 概 要	生活衛生同業組合の解散命令
法 令 の 定 め	第五十二条の三　組合が次の各号の一に該当するときは、厚生労働大臣は、組合の解散を命ずることができる。 一　第五条各号に適合するものでなくなつたこと。 二　第二十二条第二項に規定する設立要件を欠くに至つたこと。 三　その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。 第五条　組合は、次の要件を備えなければならない。 一　営利を目的としないこと。 二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。 三　組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 第二十二条 ２　組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。
処 分 基 準	処分の前例がなく未設定
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 （電話番号：011-204-5060）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5060）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.33

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第５２条の１０第１項
処 分 の 概 要	生活衛生同業小組合の解散命令
法 令 の 定 め	第五十二条の十　第四条、第五条、第七条、第八条第三項、第十四条の九、第十四条の十一第三項及び第四項、第十四条の十二、第十五条、第十六条、第十六条の二（第一項を除く。）、第十六条の三、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第四十九条の七まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十二条の二まで並びに第五十二条の三（第二号を除く。）の規定は、小組合に準用する。この場合において、第七条第一項中「解散」とあるのは「解散、合併」と、第八条第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十二号」とあるのは「第五十二条の五第一号及び第三号」と、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十二条の五第二号」と、第十七条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、第二十一条第二項第一号中「適正化規定に違反し、その他組合」とあるのは「小組合」と、第二十二条第一項中「その組合員になろうとする二十人」とあるのは「組合の組合員であつて、当該小組合の組合員になろうとする五人」と、同条第二項中「総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上」とあるのは「すべてが組合の組合員」と、第二十八条第四項中「第二十四条第二項」とあるのは「第二十四条第二項（第二号を除く。）」と、第四十七条第三号中「解散」とあるのは「解散又は合併」と、第四十九条第七項中「解散」とあるのは「解散若しくは合併」と、第五十条第一項中「一　総会の決議」とあるのは「一　総会の決議一の二　合併」と、第五十一条中「破産」とあるのは「合併及び破産」と読み替えるものとする。
処　分　基　準	処分の前例がなく未設定
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 （電話番号：011-204-5060）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5060）
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.34

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第５７条の７
処 分 の 概 要	都道府県指導センターの改善命令
法 令 の 定 め	第五十七条の七　都道府県知事は、都道府県指導センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	処分の前例がなく未設定
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 （電話番号：011-204-5060）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5060）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No.35

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
根 拠 条 項	第５７条の８
処 分 の 概 要	都道府県指導センターの指定取消
法 令 の 定 め	第五十七条の八　都道府県知事は、都道府県指導センターが前条の命令に違反したときは、第五十七条の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。 第五十七条の七　都道府県知事は、都道府県指導センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	処分の前例がなく未設定
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 （電話番号：011-204-5060）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5060）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

（別表２）　　不利益処分に係る処分基準

（平成２８年１０月１日作成）

No.61

法　令　名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令
根拠条項	第６条第２項
処分の概要	生活衛生関係同業組合の振興計画の認定取消
法令の定め	（振興計画の変更等） 第六条　組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更をしようとするときは、変更後の当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。 ２　厚生労働大臣は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた組合又は小組合が当該認定を受けた振興計画（前項に規定する変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 （都道府県が処理する事務） 第九条　法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第三項、第十四条の十第一項、第十四条の十二（法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項並びに第二十八条第三項及び第五項（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第三十八条第五項、第四十九条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六　十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国　生活衛生営業指導センターに係るものを除く。 ２　前項の場合においては、法第九条第三項及び第五項（法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項から第三項まで（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第二項、第二十四条第二項（法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十六条の六第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第五十六条の三第五項の規定は、適用しない。 ３　第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 ４　都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六条第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。
審査基準	法令の定めによる
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課　（電話番号：011-204-5260）
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ　（電話番号：011-204-5260）
備　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm